

## 電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針

平成 30 年 3 月 1 日  
株式会社清水銀行

当行の電子決済等代行業者<sup>(※1)</sup>との連携および協働にかかる方針は、以下のとおりです。また、これを変更する場合には、当行ホームページ上でお知らせします。

(※1) 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者

### 1 基本方針

当行は、お客さまの情報保護の観点から、正確性・機密性の保持と安全確保に努めたうえで、オープン API<sup>(※2)</sup>を通じて異業種とのサービス、アイデア、技術や知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデルを創出するオープン・イノベーションを進展させるべく、多様な電子決済等代行業者との連携および協働を図っていくことを基本方針としています。

(※2) 銀行システムへの接続仕様を電子決済等代行業者など外部の事業者に公開すること

### 2 資金移動にかかる API の体制整備について

オープン API は、セキュリティ水準を確保し、利用者保護を図るためにも重要であり、加えて、電子決済等代行業者との連携および協働を通じたオープン・イノベーションの促進を図る上でも重要なツールと認識しております。顧客ニーズを踏まえ、資金移動にかかる API の整備およびその時期についての検討を継続して行うとともに、整備することが決まった場合には、準備が整い次第、整備を行う予定です。

### 3 口座情報の参照にかかる API の体制整備について

当行は、当行と電子決済等代行業者の連携に際し、法人および個人のお客さまに対する顧客サービスおよび利便性向上のため、当該 API の整備を行う予定です。当該 API 整備後においても、さらなる利便性向上に向け、継続的に機能強化を検討してまいります。

具体的には、下記のサービスを整備予定です。

- 個人向けインターネットバンキング利用者向けサービス
  - 残高照会（普通口座） : 平成 30 年 10 月目処
  - 入出金明細照会 : 平成 30 年 10 月目処
- 法人向けインターネットバンキング利用者向けサービス
  - 残高照会（普通口座） : 平成 30 年 10 月目処
  - 入出金明細照会 : 平成 30 年 10 月目処

### 4 オープン API 連携にかかるシステムに関する事項について

当行は、オープン API 関連システムの設計、運用および保守について、株式会社 NTT データへ委託します。

当行は、全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて -（平成 29 年 7 月）」、金融情報システムセンター（以下、FISC）が公表している「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書（平成 29 年 6 月）」「API 接続チェックリスト」、および関連団体の公表する各種ガイドラインに基づきシステム構築を行います。そのため、本システムでは、以下の方式を採用しています。

- アーキテクチャー・スタイル : REST
- 通信プロトコル : HTTPs
- データ表現形式 : JSON
- 認可プロトコル : OAuth2.0
- バージョン管理 : セマンティック・バージョニング

なお、当行は、インターネットバンキングシステムについて、株式会社NTTデータが提供するANSERサービスを利用しています。

5 連絡先

当行において電子決済等代行業者との連携および協働にかかる業務を行う部門の名称および連絡先は、以下のとおりです。

清水銀行 経営企画部 経営企画担当 TEL:054-353-7895

以 上